

改修宅

新築

中古宅

奨励金

併用可（使用量については小数点以下切捨て）

※必須要件の60万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。

※工事着手前に申請が必要です。

《令和2年度受付開始》住環境の向上と居住の促進を図り、活力ある町づくりを推進するため、町内に持ち家を建設する方、又は改修する方等に対して奨励金を交付します。

住宅改修【住宅改修奨励金を希望される方は】

住宅新築

●対象となる改修工事、区分

場所 建設課住宅係
(役場2階4番窓口)

①町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工している工事

②改修に要する費用が50万円（消費税額含む）以上

③住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など

※詳しくは下記担当へお問い合わせ、又は、町ホームページをご覧ください。

●受付期間

期間 令和2年4月1日（水）～
時間 4月17日（金）※土・日・祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分
(正午～午後1時を除く)

●奨励概要



①奨励金の額は、改修費用の20%で、50万円が限度です。
②建築後10年以上を経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確約される方です。
③予算の範囲内での実施のため、申込者多数の際は抽選となる場合があります。

●新築必須要件 60万円
①床面積80m²以上、10年以上の定住を確保される方です。
②申請時に同居する中学生以下の子供がある場合
③町外に2年以上住まれた方が持家を建設する場合（転入後1年内に申請する場合を含む）
④町内の業者に発注する場合
⑤北海道内で森林管理認証された木材を1m³以上使用し、COC認証を取得した業者が施工した場合は、1m³当たり3万円。加算要件④との

●加算要件
①申請時に同居する中学生以下の子供がある場合
②申請後10年以上の定住を確約される方を対象とします。
③申請は売買後1年以内です。
●各奨励金の留意事項
○問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)
○各奨励金の留意事項
①建物の固定資産税課税標準額
・150万円以上 奨励金の額30万円
・100万円以上150万円未満 奨励金の額20万円
※課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています。
②申請後10年以上の定住を確約される方を対象とします。
※申請は売買後1年以内です。

空家を活用（改修）・費用の一部を助成

【空家活用（改修）】 ■対象となる者



【空家活用（改修）】 ■補助額

補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です。
※申請には業者等の見積書が必要です。

●対象となる空家
①空家の改修工事を賃貸の目的で行う所有者または管理者（町内在住の有無を問いません）。
②所有者の許可を受けて自身の居住を目的で改修工事を行う空家の賃借人

●対象となる改修工事
①津別町内の業者又は申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事
②住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるための修繕や改修工事
※町外の業者が請け負うものは、対象となりません。

●対象となる撤去工事
①3年以上使用していない、または今後使用する予定のない空家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。

●対象となる所有者
町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。

●対象となる撤去工事
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●対象となる工事金額・補助額
①取り壊し工事金額は50万円以上です。
②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です（したがって実質の補助額は25万円から50万円です）。
※申請には業者からの見積書が必要です。
事前に業者へ相談してください。

●受付定数は20件

今年度、受け付ける事業（撤去工事）は20件を定数としています。定数に達した時点で締め切りとなります。

●問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●活用・撤去の受付期間
期間 令和2年4月1日～
(土・日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)

町内に空家が増えています。これらの空家には、改修するこにより利活用が可能になる空家もあります。

空家を有効活用するため、空家を改修する方に費用の一部を助成します。

また、適切に管理されず、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空家があります。

これまで同様、空家を取り壊す方に費用の一部を助成します。

①津別町内の業者又は申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事
②住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるための修繕や改修工事
※町外の業者が請け負うものは、対象となりません。

●対象となる改修工事
①3年以上使用していない、または今後使用する予定のない空家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。

●対象となる所有者
町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。

●対象となる撤去工事
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●対象となる工事金額・補助額
①取り壊し工事金額は50万円以上です。
②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です（したがって実質の補助額は25万円から50万円です）。
※申請には業者からの見積書が必要です。
事前に業者へ相談してください。

●受付定数は20件

今年度、受け付ける事業（撤去工事）は20件を定数としています。定数に達した時点で締め切りとなります。

●問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●活用・撤去の受付期間
期間 令和2年4月1日～
(土・日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)

町内に空家が増えています。これらの空家には、改修するこにより利活用が可能になる空家もあります。

空家を有効活用するため、空家を改修する方に費用の一部を助成します。

また、適切に管理されず、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空家があります。

これまで同様、空家を取り壊す方に費用の一部を助成します。

①津別町内の業者又は申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事
②住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるための修繕や改修工事
※町外の業者が請け負うものは、対象となりません。

●対象となる改修工事
①3年以上使用していない、または今後使用する予定のない空家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。

●対象となる所有者
町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。

●対象となる撤去工事
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●対象となる工事金額・補助額
①取り壊し工事金額は50万円以上です。
②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です（したがって実質の補助額は25万円から50万円です）。
※申請には業者からの見積書が必要です。
事前に業者へ相談してください。

●受付定数は20件

今年度、受け付ける事業（撤去工事）は20件を定数としています。定数に達した時点で締め切りとなります。

●問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●活用・撤去の受付期間
期間 令和2年4月1日～
(土・日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)

町内に空家が増えています。これらの空家には、改修するこにより利活用が可能になる空家もあります。

空家を有効活用するため、空家を改修する方に費用の一部を助成します。

また、適切に管理されず、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空家があります。

これまで同様、空家を取り壊す方に費用の一部を助成します。

①津別町内の業者又は申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事
②住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるための修繕や改修工事
※町外の業者が請け負うものは、対象となりません。

●対象となる改修工事
①3年以上使用していない、または今後使用する予定のない空家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。

●対象となる所有者
町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。

●対象となる撤去工事
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●対象となる工事金額・補助額
①取り壊し工事金額は50万円以上です。
②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です（したがって実質の補助額は25万円から50万円です）。
※申請には業者からの見積書が必要です。
事前に業者へ相談してください。

●受付定数は20件

今年度、受け付ける事業（撤去工事）は20件を定数としています。定数に達した時点で締め切りとなります。

●問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●活用・撤去の受付期間
期間 令和2年4月1日～
(土・日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)

町内に空家が増えています。これらの空家には、改修するこにより利活用が可能になる空家もあります。

空家を有効活用するため、空家を改修する方に費用の一部を助成します。

また、適切に管理されず、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空家があります。

これまで同様、空家を取り壊す方に費用の一部を助成します。

①津別町内の業者又は申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事
②住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるための修繕や改修工事
※町外の業者が請け負うものは、対象となりません。

●対象となる改修工事
①3年以上使用していない、または今後使用する予定のない空家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。

●対象となる所有者
町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。

●対象となる撤去工事
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●対象となる工事金額・補助額
①取り壊し工事金額は50万円以上です。
②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です（したがって実質の補助額は25万円から50万円です）。
※申請には業者からの見積書が必要です。
事前に業者へ相談してください。

●受付定数は20件

今年度、受け付ける事業（撤去工事）は20件を定数としています。定数に達した時点で締め切りとなります。

●問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●活用・撤去の受付期間
期間 令和2年4月1日～
(土・日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)

町内に空家が増えています。これらの空家には、改修するこにより利活用が可能になる空家もあります。

空家を有効活用するため、空家を改修する方に費用の一部を助成します。

また、適切に管理されず、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空家があります。

これまで同様、空家を取り壊す方に費用の一部を助成します。

①津別町内の業者又は申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事
②住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるための修繕や改修工事
※町外の業者が請け負うものは、対象となりません。

●対象となる改修工事
①3年以上使用していない、または今後使用する予定のない空家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。

●対象となる所有者
町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。

●対象となる撤去工事
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)

●対象となる工事金額・補助額
①取り壊し工事金額は50万円以上です。
②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です（したがって実質の補助額は25万円から50万円です）。
※申請には業者からの見積書が必要です。
事前に業者へ相談してください。

●受付定数は20件

今年度、受け付ける事業（撤去工事）は20件を定数としています。定数に達した時点で締め切りとなります。

●問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係(役場2階4番窓口)
☎ 76-2151
(内線255、256)